

正  
本

平成25年( )第 号 原発再稼働禁止及び運転差し止め請求事件  
原 告 辻 義 則 外56名  
被 告 関西電力株式会社

## 証 拠 説 明 書

平成25年12月24日

大津地方裁判所民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 石川 賢治



号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
甲 1	福島第一原子力発電所事故における放射性物質の大気中への放出量の推定について	写し H24. 5	東京電力株式会社	東京電力の推定による福島第一原発事故による放射性物質の放出量	
甲 2	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に係る1号機、2号機及び3号機の炉心の状態に関する評価について	写し H23. 6. 6	原子力安全・保安院	原子力安全・保安院の解析によると、福島第一原発事故によるキセノン133の放出量が100万テラベクレルに及ぶこと	
甲 3	震災関連死：福島県内で直接死上回る避難生活疲れで	写し 2013. 9. 8	毎日新聞社	福島県における震災関連死が2013年8月末現在で1539人以上っていること	
甲 4	仙台高裁決定	写し H25. 4. 24	仙台高裁判官	郡山市で生活している子供たちについて、「低線量の放射線に長期間にわたり継続的に晒されることによって、その生命・身体・健康に対する被害の発生が危惧され」、「児童生徒の生命・身体・健康について由々しい事態の進行が懸念される」と判示した。	

甲 5	福島第一原子力発電所の不測事態シナリオの素描	写し	H23. 3. 25	近藤 駿介	福島第一原発事故で最悪の事態を想定した場合強制移転を求めるべき地域が 170km 以遠にも生じる可能性や、希望者に移転を認めるべき地域が 250km 以遠にも発生することになる可能性があるとされていた。	
甲 6	インターネット情報 原子力事故の一覧	写し	H25. 12. 3	ウェイキペディア	過去の主要な原子力事故	
甲 7	拡散シミュレーションの試算結果（総点検版）	写し	H24. 12	原子力規制庁	原子力規制委員会が防災計画用に国内全原発に対して実施した、福島第一原発事故相当の放射性物質の総放出量に関する拡散シミュレーションの試算結果（総点検版）の存在及びその内容 本件各原発を含む全ての原発が軒並みに立地審査指針に適合しない結果となっていること等	
甲 8	原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて	写し	S39. 5. 27	原子力委員会	原発の安全審査の要であつた、「原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて」（昭和 39 年 5 月 27 日原子力安全委員会決定）の存在及びその内容	

甲9	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第4号	写し	H24. 2. 15	国会事故調査委員会	元原子力安全委員会委員長斑目春樹氏が、国会事故調査委員会において、立地審査における「重大事故」「仮想事故」の評価に関して、「仮想事故だといいながらも、実は非常に甘々な評価をして、(放射能が)余り出ないような強引な計算をやっているところがございます」「敷地周辺には被害を及ぼさないという結果になるように考えられたのが仮想事故と思わざるを得ない」等と明言し、立地審査指針の隔離要件の判断、安全評価審査指針の誤りを認めていること等	
甲10	安全審査指針の体系化について	写し	H15. 2	原子力安全委員会	立地審査で規定している「非居住区域」・「低人口地帯」の範囲は、我が国の原子力発電所のほとんど全ての場合、原子炉施設の敷地内に含まれているので、設置許可上必要な原子炉の安全性は、原子炉施設の敷地内で確保されている、と解釈・運用されてきたこと（重大事故・仮想事故でも放射能は敷地内にとどまるとされていたこと）等 福島第一原発事故により、上記解釈・運用の決定的な誤りが明らかになっていること等	
甲11	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針	写し	H2. 8. 30	原子力安全委員会	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針の内容、同指針が单一故障の指針をとっていること	
甲12	発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針	写し	H2. 8. 30	原子力安全委員会		
甲13	発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針	写し	H2. 8. 30	原子力安全委員会	発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針の内容、同指針では外部電源がPS-3に分類されていること	

甲 14	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針	写し	H18. 9. 19	原 子 力 安 全 委 员 会	発電用軽水型原子炉施設に関する耐震設計審査指針の内容、同指針では外部電源がCクラスに分類されていること	
甲 15	「震源を事前に特定できない内陸地殻内地震による地震動レベル～地質学的調査による地震の分類と強震観測記録に基づく上限レベルの検討～」	写し	H16	加 藤 研 一 ほか	被告が「震源を特定せずに策定する地震動」を策定するにあたって依拠した論文の内容（日本地震工学会論文集第4巻第4号所収）	
甲 16	「電力会社の『虜』だった原発耐震指針改訂の委員たち」	写し	H24. 8	石 橋 克 彦	「加藤、他」の応答スペクトルの問題点（科学2012年8月号所収）	
甲 17	「発電用軽水型原子炉施設に係る新安全基準骨子案」の問題点	写し	H25. 3	佐 藤 晓	米国における、原子力発電所の地盤等に関する規制の内容及び新規制基準の問題点等。	
甲 18	電力会社の「虜」だった原発耐震指針改訂の委員たち	写し	H25. 4	石 橋 克 彦	将来活動する可能性のある活断層としては、50万年前からの変位を考慮する必要があること等。 (岩波『科学』2013年4月号より抜粋)	
甲 19	事業者任せの基準作りと安全確認	写し	H25. 8		欧米の規制基準における基準地震動の策定方法及び新規制基準の不十分性等。 (岩波『科学』2013年8月号より抜粋)	
甲 20	衆議院経済産業委員会会議録	写し	H23. 5. 11	国 立 国 会 図 書 館	震源地の真上にある原発は、世界ではなく、世界で活断層から1km以内に原発があるのはもんじゅ、敦賀、美浜の3つだけであることなど。	
甲 21	世界の地震と原子力発電所の分布	写し	H23. 2. 14	七 つ 森 書 館	地震の多発地帯に多数の原子力発電所が立地しているのは我が国だけであること (「原発震災 警鐘の軌跡」石橋克彦 所収)	

甲22	「若狭湾原発 高り写しスク」	写し	H23. 5. 24	京都新聞 聞	浜岡原発（静岡県御前崎市）の次にリスクの高い原発が「若狭一帯」の原発であること。	
甲23	「神官と宣教師の大津波」	写し	H23. 6. 16	赤旗新聞 聞	債務者は、天正13年(1586年)の「天正大地震」で、若狭湾沿岸が津波により大きな被害を受けたことを記した文献が存在することを知りながら、「信用できないもの」として検証せず、津波による被害記録がないと説明してきたこと。	
甲24	日本海の未知の大地震による津波のシミュレーション：若狭湾北方沖の場合	写し	H18. 10. 31	石橋克彦 原田智也	津波に関する伝承について。	
甲25	「天の橋立 舞鶴大津波史実か」	写し	H23. 12. 3	京都新聞 聞	波せき地蔵の伝承について。	
甲26	舞鶴市史 通史編 (上)	写し	H5. 3. 20	舞鶴市史編さん委員会	日本海の地震による津波の史編さ例。	
甲27	西南日本、とくに近畿トライアングルをめぐるネオテクトニクス	写し	H5	藤田和夫	「近畿トライアングル」の概念の説明 (「日本の地質学100年」日本地質学会編所収)	
甲28	若狭湾	写し	H24. 6頃	コトバ ンク	若狭湾が陥没湾であること	
甲29	意見書－若狭原発の津波想定について－	写し	H24. 4. 4	京都大学 名誉教授 志岐常正	若狭湾の海域の活断層が活動した場合、ブロックをなす地盤が瞬間的に沈降、又は上昇し、従来想定されていなかった津波が発生する危険があること	
甲30	リツヤ湾大津波	写し	H24. 3頃	ウィキペディア	リツヤ湾大津波の概要	

甲31	「青葉山の岩屑なだれ堆積物と山体崩壊」	写し	H19頃	吉澤 康暢	高浜原発の近くの青葉山が過去に山体崩壊（深層崩壊の大規模なもの）を起こした危険な山である事実	
甲32	原発の老朽化問題と事故統計	写し	H16. 10	館野淳	原子力発電所の寿命はせいぜい40年であること等。	
甲33	高経年化対策という虚構	写し	H17. 3	田中三彦		
甲34	経年劣化する原発群について	写し	H23. 12	井野博満	中性子照射脆化の危険性。	
甲35	地図	写し	H25. 8. 18.	Google マップ	大飯原子力発電所の位置、周囲の道路状況等	
甲36	危険箇所／雪崩危険箇所（大飯原子力発電所）	写し	H24. 5. 16	福井県	大飯原子力発電所付近の土砂災害危険箇所、雪崩危険箇所の存在及びその位置	
甲37	地すべり地形分布図（大飯原子力発電所）	写し	H25. 8. 18	独立行政法人防災科学技術研究所	大飯原子力発電所の周辺の山で過去に地すべりが起きたことがあること	
甲38	京都新聞ホームページ	写し	H24. 6. 22	京都新聞社	大飯原子力発電所北側斜面が崩落する可能性があること。その崩落防止工事が始まるのが平成26年度であること。	
甲39	地図	写し	H25. 8. 18	Google マップ	高浜原子力発電所の位置、周囲の道路状況等	
甲40	危険箇所／雪崩危険箇所（高浜原子力発電所）	写し	H24. 6. 2	福井県	高浜原子力発電所付近の土砂災害危険箇所、雪崩危険箇所の存在及びその位置	
甲41	地図	写し	H25. 8. 18	Google マップ	美浜原子力発電所の位置、周囲の道路状況等	
甲42	危険箇所／雪崩危険箇所（美浜原子力発電所）	写し	H24. 5. 16	福井県	美浜原子力発電所付近の土砂災害危険箇所、雪崩危険箇所の存在及びその位置	
甲43						欠番

甲 4 4	鎌倉地すべり	写し	H19頃	福井県	高浜原発の近くの鎌倉地区は過去に地すべりをたびたび起こしており、平成13年頃から地盤変状が生じている事実	
甲 4 5	インターネット情報 災害をもたらした大雨	写し	H23. 7~	気象庁	平成23年7月から平成25年10月までの間に日本各地を襲って大災害を出した記録的な大雨や豪雨の主なもの実態	
甲 4 6	美浜 1号機圧力容器 監視試験データについての意見	写し	H24. 10. 13	井 野 博 満・青 浜 雄 太	被告開示のデータに基づく美浜 1号機の脆化状態	
甲 4 7	原子炉容器	写し	H22. 5	被告	美浜 1号機圧力容器鋼材における不純物含有量 (「美浜発電所 1号炉 容器の技術評価書」より抜粋)	
甲 4 8	原子力規制委員会 : 福井の 3 活断層 関電に追加調査求める	写し	H25. 10. 2	毎 日 新 聞 社	原子力規制委員会も、3連動しないとの被告の主張に納得していないこと	
甲 4 9	活断層がないわけじゃない	写し	H25. 9. 7	東 京 新 聞 社	大飯原発敷地内破碎帯問題について、渡辺満久教授の見解	
甲 5 0	新聞記事	写し	H23. 6. 19	滋 賀 民 報	滋賀県内的一般風の基本パターン4種類のうち2つが「北西寄り」と「北寄り」の風で、これらは若狭湾から県内全域に吹くものであること、雨が降ると事態はさらに深刻であること、流れ込んだ放射性物質が琵琶湖特有の湖流に運ばれて汚染が広がり、湖底に堆積したものは放射線を出し続け、生態系への影響は計り知れず、琵琶湖は壊滅的打撃を受けることなど。	

甲51	大気シミュレーションモデルによる放射性物質拡散予測	写し	不明	防災機管 局琵琶湖環境 科学研究所セ ンター	平成23年9月14日、滋賀県が、美浜原発で事故が起きたとき、福島と同じレベルの放射性物質が放出された場合、24時間でどれだけの放射性物質が県内に拡散するのかについて「大気シミュレーションモデルによる放射性物質拡散予測」を発表したこと、その内容など。	
甲52	放射性物質の琵琶湖への影響予測（中間報告）を公表しました	写し	H25.11.18	滋賀県	福井での原発事故の結果、緊急時の飲食物の窃取制限基準を超える水域が20%程度みられること等	
甲53	関西電力管内における今夏の電力需給実績等の検証について（概要）	写し	H24.9.30	関西広域連合 エネルギー検討会 電力需給等検討 プロジェクトチーム	大飯原子力発電所を稼働させなくとも2012年夏の電力需要をまかなえたこと	
甲54	固定価格買取制度の開始後の状況について（9月末時点）	写し	H24.9	資源エネルギー庁	2012年度の再生可能エネルギーの導入目標等	
甲55	再生可能エネルギー発電設備の導入状況を公表します（平成25年2月末時点）	写し	H25.5.17	資源エネルギー庁	2013年2月末時点での再生可能エネルギーの導入状況	
甲56	革新的エネルギー・環境戦略	写し	H24.9.14	エネルギー・環境会議	再生可能エネルギーの導入目標	
甲57	今後のエネルギー環境政策について	写し	H24.9.19	政府	革新的エネルギー環境戦略に基づいて、今後のエネルギー環境政策が遂行されること	
甲58	関西電力姫路第二発電所の紹介ページ	写し	H25.7.29	被告	被告において新たにLNGを燃料とする火力発電が導入される予定であること	

甲59	朝日新聞デジタル記事	写し	H25.5.28	朝日新聞	姫路第二発電所のLNG発電の稼働時期	
甲60	2013年度夏季の電力需給見通しについて	写し	H25.4.9	総合資源エネルギーによる調査会	2012年度と比べて2013年度において計画調整契約による節電が増加していること。	
甲61	法人のお客さまを対象とした電力需給の安定化に向けた新たな取組みについて（プレスリリース）	写し	H24.5.28	被告	被告がネガワット取引の手法を用いたプランを実施したこと。	
甲62	関西電力管外の大口のお客さまを対象としたネガワット取引について	写し	H24.6.21	被告		